

# DV調査せず認定

## 名古屋地裁 県と妻に賠償命令

妻が申し出たダメステークバイオレンス(DV)被害を愛知県警が調査せずに認めたのは不当だとして、夫が妻と県に計330万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が8日までに、名古屋地裁であった。福田千恵子裁判長(鈴木尚久裁判長代読)は「警察が事実確認を怠つてDVと認め、夫の名前が傷つけられた」として妻と県に計55万円の支払いを命じた。

判決は4月25日付。妻

と県は控訴した。  
福田裁判長は「DVの主張が事実無根とは言え

ないが、診断書がなく誇張した可能性がある」と述べ、妻が子供と夫との別居する親と子供の面会を妨害するためのDV支援制度の費用が問題に

2年に妻は子供を連れて別居した。夫の申し立てを受けた裁判が夫と子供の面会交流を命じたが、

16年に妻がDV防止法に基づく支援を求め、県警は「支援の要件を満たす」との意見書を作成。これを受けて自治体が妻の住

民基本台帳の閲覧を制限したため、夫は子供と会えなくなった。妻側は訴訟で「DVがあったことは事実だ」と主張、県側も「被害者保護のためにDVと判断した」と問題はなかつたとしていた。